

安全の手引き

2019年2月

在ルクセンブルク日本国大使館

I はじめに

ルクセンブルクは近隣諸国の中でも比較的治安の良い国とされています。

しかし、「ルクセンブルクは安全だから日本にいた時と同じように行動しても大丈夫だろう」という考えは危険です。人口あたりの犯罪発生件数は、実は日本より多いのです。特にルクセンブルク駅周辺では薬物・売春関連の犯罪が多発しており、治安悪化が大きな問題となっています。また、隣国のフランス、ベルギー等では深刻なテロ事件が相次いで発生しており、人の移動が自由なシェンゲン域内にある当国においては他の国へ旅行する時と同様の安全・防犯意識を持ち続ける事が大切です。

当館では、ルクセンブルクに滞在する日本人の皆様一人一人が、当地の治安状況や防犯上留意すべき点を理解し、平素から有効な防犯対策を講じて頂くための参考になればと、この「安全の手引き」を作成しました。

本手引きが、皆様が楽しく充実したルクセンブルク生活を送る上での一助となれば、幸いです。

II 防犯の手引き

1. 基本的な心構え

一旦犯罪被害にあってしまうと被害の物的な原状回復は難しく、また心に深い傷を負うことにもなりかねません。常日頃から、自分の身近で犯罪が発生した場合や、更には事件報道等を目にした場合、そのことを「他山の石」として、自らが被害にあわないよう防犯意識を高める気持ちが必要です。皆様ご自身が安全に対する問題意識を持つとともに、必要な防犯対策を講じ、犯罪被害にあうことを未然に防ぐことが何よりも大切です。

(1) 安全は自分で確保するとの心構え

一人一人が安全に対する意識を高めることが重要です。

(2) 治安状況や安全対策に関する情報収集

治安状況や安全対策等に関する情報を事前に熟知しておくことが防犯に繋がります。インターネット等を活用した情報の収集に努めましょう。

(3) 準備は万全に

「備えあれば憂いなし」を実践しましょう。

(4) 慣れは大敵

時には初めて海外に出たときの緊張感を思いだし、初心にかえって行動することをお勧めします。

(5) 油断大敵

海外における「行動の三原則」を励行して下さい。

ア 不必要に目立たないこと

イ 行動のパターン化を避けること

ウ 用心を怠らないこと

(6) 住居の安全対策が生活面での安全対策の基盤

長期滞在の方は、まずは住居の安全対策から始めましょう。

(7) 現地社会との相互理解

風通しの良い近所付き合いをすることで、相互の防犯意識を高めましょう。

(8) ネットワーク作り

会社関係、邦人関係、知人や信頼できる近隣者等とのネットワークを作っておき、いざという時の緊急体制を確立しておくことが安全確保の有効な手段です。

2. ルクセンブルクの治安

(1) ヨーロッパの中のルクセンブルク

近隣諸国に比べ治安は良いと言われていますが、小国であり近隣諸国との行き来が容易ということは、すなわち国外から犯罪者集団等が流入することも容易ということです。事実、近隣国等から窃盗団、麻薬密売集団等が入国して犯罪を行っている例が多く見られます。

警察当局によると、2017年の刑法犯認知件数は36,721件(前年比-4.7パーセント、-1816件)であり、2018年も同年11月現在でこれを下回る数値で推移しており、治安情勢は全体として改善傾向にあります。

2017年は罪種別にみると、殺人や傷害、強姦などの人身犯が全ての罪種で減少しています。一方で、財産犯の発生件数は、犯罪発生総数の約6割強を占めており、一部に悪化の傾向が見られます。スリや器物損壊といった犯罪は減少しましたが、自動車盗を含む車上ねらいが521件、侵入窃盗が260件増加しており、侵入窃盗のうち一般住居における既遂被害は1,261件と多くなっております。

2017年の人口1,000人あたりの犯罪件数でみると、ルクセンブルクは約62件、日本では戦後最小の7.2件ですから、この数字を見る限り、日本の治安と比較すると当国の治安が良いとは言えません。

(2) ルクセンブルクの警察

当国警察は内務省の管轄下にあり、警察本部及び地方ごとに設置された6つの地方警察により運営されています。

日本の110番に該当する通報番号は113番です。被害届等の手続きをするのは地方警察(CIRCONSCRIPTIONS REGIONALES)又はそれに属するいわゆる交番(COMMISSARIATS DE PROXIMITE)もしくは介入センター(CENTRE D'INTERVENTION)です。

※ルクセンブルク大公国警察のホームページ(管轄警察署案内)

<https://police.public.lu/fr/votre-police/postes-police.html>

(3) 邦人の被害状況

残念ながら邦人が被害者となる事件も時折発生しています。実際に昨年発生した事例を何件かを紹介します。

- ホテルのロビー、レストラン、移動中の列車内等で目を離した隙に置いていたバッグを盗まれる。
- 繁華街や観光地において、路上に車を駐車して戻ると、運転席のガラスが割れており、車内においてあったカバンを盗まれた。

3. 一般防犯の手引き

ルクセンブルクで発生する犯罪の6割は、空き巣、車上狙い、置き引きなど市民生活に密着した犯罪です。ここでは、各犯罪に対する一般的な予防策について紹介します。

(1) 屋外における一般的な盗難被害と防犯対策

屋外での被害で最も多いのは、置き引き、ひったくり、すり等、所持品を狙った盗難です。

この種の事件は、当国の各地で発生しています。防犯対策として、次のようなことに注意して下さい。

- 一人歩きや人通りの少ない路地等の通行、過度に混雑する場所への立ち入りを極力避ける。
- 道路の建物側に寄って歩き、所持品は建物側にくるようにする。
- バッグ類はなるべく小さめで口が頑丈な物（ホック式よりジップ式）を使用し、常に自分の身から離さず、死角を作らないようにする。
- 周囲の状況が「怪しい」とか「おかしい」と思ったら、早急にその場から離れる。
- 所持金品は必要最小限に止め、現金等をむやみに人前で出さない。
- 貴重品は分散してボタン付きの内ポケットに所持する等の工夫をする。
また、自動車盗・車上狙い等乗り物を対象とした窃盗事件も国内各地で発生しています。このような犯罪には次のような対策が考えられます。
- 駐車する場合は確実にドアをロックするとともに、外部から見える場所にバッグ等を置かない。（但し、外部から荷物が見えない方法で車内に置いたにもかかわらず、ガラスを割られ、車内の荷物を盗まれる事件も発生していますので、荷物を残して長時間駐車するのは控えてください。）
- 自宅車庫に駐車した際は、確実にシャッターを閉める。
- 監視のない路上駐車は出来るだけ避け、管理者のいる駐車場の利用を心掛ける。
- 盗難防止警報機を設置する。

(2) 屋内における一般的な盗難被害と防犯対策

空き巣、忍び込み等他人の住居に侵入して行われる窃盗犯は、凶器（侵入用具、刃物、銃器等）を所持しているケースが多く、居直れば強盗や傷害、更には殺人につながる危険を伴いますので、日頃から十分な対策が必要です。防犯対策として、次の二つに大別されます。

ア 防犯設備の強化

住宅の防犯設備を強化することにより、犯罪防止効果は向上します。当国警察が指導しているのは次のような点です。

- 外部に面した扉の強化（例：金属製ドアの使用、施錠部を複数にする、破壊し難い鍵を使用する等）
- 窓の強化

○ 光による防犯（例：センサー感知式ライトの設置等）

○ アラームシステムの導入

イ 防犯意識の向上

○ 貴重品は数カ所に分けて保管する等の工夫を行い、パスポート・運転免許証等重要物品はそのコピーを別に保管する。

○ 窓、扉の施錠を十分に行い、侵入しやすい部分には複数の錠をつけ、夜間や留守中は錠戸やシャッターを確実に閉める。

○ 家の外周に棒やブロック片等ガラスを壊す用具になる物や、侵入を容易にする足場になるような物を置かない。

○ 夕刻・夜の外出時には室内の照明を点けたままにして、家人在宅を装う（留守時に厚手のカーテンを閉め切るのは、かえって留守を知らせることになり逆効果の場合もあります）。

○ 不審者（車）に対する警戒心を持つ。

○ 不意の訪問者を安易に自宅に入れない。

○ アパートの場合、1階玄関扉の夜間施錠を徹底する。

(3) 被害にあった場合の措置

いかに防犯対策を講じても、被害を防止できない場合もあります。被害にあった時に取るべき基本的な措置を心得ておきましょう。

ア 犯人と直面した場合はむやみに抵抗せず、身体の安全を最優先する。

イ 帰宅時、自宅の異変に気づいたら、中に入らず警察に通報し、その到着を待つ。

ウ 被害後直ちに警察に通報するとともに、キャッシュカード類は悪用されないよう発行元に早急に連絡する。

エ 被害にあった室内・車内等は、警察による指紋採取等に備え必要以上に触らない。

オ 犯行を目撃した場合、記憶が鮮明なうちに、犯人の特徴、使用車両のナンバー等をメモに残す。

4. 特に注意を要する地域

ルクセンブルク駅周辺（北側）のボンヌボア（Bonnevoie）地区の一部は、麻薬の密売人や売春婦等が集まるほか、高額な料金を請求するバー等もあり、国内で最も治安の悪い地区となっています。夜間はもちろんのこと、日中であっても通行には十分な注意が必要です。（麻薬は、当国でも違法です。どんなことがあっても決して手を出してはいけません。）

5. 旅行時の安全の手引き

(1) 出掛ける前に

旅先の安全確保は出発前から始まっています。行先に関する観光情報だけでなく、治安情報の収集は極めて重要です。旅行先の治安情報は、以下のホームページ等にわかりやすく説明されていますのでご利用下さい。

- ア 各国日本大使館（総領事館）ホームページ
- イ 外務省 海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/>
 - 国、地域別の渡航情報
 - 海外安全ガイド 等

（２）旅行者の心構え

旅行者は、いかにその場に溶け込んでいるように振る舞っても、そこに暮らしている人達との違いが出て目立ちがちです。

また「日本人旅行者はお金持ち」という認識が一般的ですので、次のことを励行するように心掛けて下さい。

- ア 貴重品（旅券、現金、クレジットカード等）は体から離さない。バッグ類は原則として、たすき掛けにする。
- イ 人前で財布を出して現金を数えたりしない。店内で支払う場合であっても財布の在中場所を見られているかもしれないことに注意する。
- ウ 駅、空港、ホテル、レストラン、路上等、どのような場所でも警戒を怠らない。
- エ 夜は勿論のこと昼間でも出来るだけ一人歩きを避け、不用意に裏路地に入らない。

6. 交通安全対策

（１）交通事情

車輛の右側通行をはじめ、法規や習慣面で日本とは異なる点が多々ありますので注意が必要です。

当国でも高速で走行する車両が多くみられますが、周囲の速度につられてスピードを出しすぎると危険です。当国でも速度違反の取り締まりが行われており、厳しい罰則が設けられています。

また、当国では食事やパーティー等で飲酒した後、車を運転して帰宅する人が見られますが、飲酒運転にも厳しい罰則が設けられています。飲酒運転に寛容だという認識は持たないで下さい。

（２）交通事故

人身事故の場合、まずは人命救助が第一です。救急車を呼び、警察に連絡するとともに、必要があればその場で応急措置をとってください。

軽い怪我の場合でも、後日容態が悪化したり、保険手続きが必要となったりする場合がありますので、警察に通報し、病院に行っておいた方が賢明です。

物損事故の場合、通常警察は介入せず、当事者間で事故調書（保険請求用）を作成しますが、双方の言い分が食い違う場合等、状況によっては警察を呼んだり、保険会社に連絡したりする必要があります。

また、事故の相手を身分証明書等で確実に確認すると共に、相手の車のナンバーをメモすることも忘れないで下さい。

7. テロ・誘拐対策

当国では、これまでにテロと認定された事件は発生していません。しかし、欧州各国ではこれまでに多くのテロ事件が発生しています。2018 年中は、5 月にベルギー・リエージュにおける警官等襲撃テロ事件、12 月にはフランス・ストラスブールにおける銃乱射テロ事件など、隣国において被害者が複数に及ぶテロ事件が発生しており、ルクセンブルクも決して無縁のものではありません。テロはどこでも起こりうるという意識を持つとともに、万が一テロの発生現場に遭遇した場合は、現場から離れることを優先して下さい。自分の身の安全を確保することが何よりも大切です。

身代金等を目的とした誘拐事件については、警察の発表によれば近年当国内における発生はありませんが、近隣国では身代金目的等の誘拐事件が発生していることから、ご家族全員が決して油断することなく、防犯意識を持って行動することが大切です。

8. 警察・消防及び救急医療

事件や事故等で警察を呼ぶ場合には 113 番に、救急車や消防等の救援を求めたい場合は 112 番に電話して下さい。

特に緊急医療処置が必要な場合は、負傷者を自分で病院に連れて行くよりも、救急車を要請した方が早く処置を受けることができます。（当国の救急車は日本と違い、有料となっている点にご留意願います。）

また 112 番では当番医、当番薬局の案内も行っています。

当国内の医療案内及び主要病院に関する情報については次のリンク先をご確認下さい。

医療案内：<https://www.lu.emb-japan.go.jp/files/000444040.pdf>

病院情報：<http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/ryoji/iryo/hospitaais.pdf>

9. 緊急時の言葉（フランス語）

「泥棒！」＝オー・ヴォルール！（Au voleur!）

「警察！」＝ポリス！（Police!）

「助けて！」＝オー・スクール！（Au secours!）

「事故だ、救急車！」＝アクシダン、アンビュランス！（Accident! ambulance!）

10. 大使館への連絡

犯罪被害や大きな事故にあった場合には、大使館にもご一報下さい。必要な措置を助言することができます。緊急事態の場合は、夜間・祝祭日でも大使館にお電話下さい。当番の者が対応いたします。

大使館電話番号：46 41 51 1

F A X 番号：46 41 76

Eメール：embjapan@lx.mofa.go.jp

大使館住所：62, Avenue de la Faïencerie, L-1510 Luxembourg

11. 被害にあった場合の処置

(1) 物品盗難時の措置

盗難被害にあった場合、ただちに警察に届け出て下さい。保険金を請求する場合や旅券を再発行する場合には警察が発行する盗難証明書が必要ですので、警察に同証明書を申請して下さい。当館ホームページに警察へ届出する際の支援フォームを掲載していますので参考にして下さい。

支援フォーム：<http://www.lu.emb-japan.go.jp/japanese/ryoji/seikatu/higaisetumei.pdf>

(2) 旅券を盗難・紛失した場合の再発行

大使館へ「紛失一般旅券等届出書」、「一般旅券発給申請書」を提出して頂くこととなります。また、警察が発行した盗難証明書その他、ご本人の写真2枚（縦4.5cm×横3.5cm）、日本国籍を有することを証明する書類（戸籍謄（抄）本）が必要です。万一のために、あらかじめ旅券のコピーと戸籍謄（抄）本を旅券とは別の場所に保管しておくことをお勧めします。

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1. 平素の準備と心構え

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届は、緊急時の連絡先を把握する資料として非常に役立ち、皆様のためになるものです。旅券法で提出が義務づけられていますので、3か月以上当地に滞在する予定の方は必ず当館へ在留届を提出してください。また、ご家族の帰国、転居等在留届の記載内容に変更があったときは、必ず大使館に連絡してください。在留届は外務省ホームページから登録することができます。

外務省 ORRnet：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

イ 3か月以内の短期滞在や旅行等で他国へ赴く場合は、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。登録された方は、滞在先の最新の危険情報や緊急事態発生時の連絡メールを大使館から受け取ることができますので、是非活用して下さい。

外務省たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

ウ 平素から緊急事態の発生に備え、家族間、企業内での緊急連絡方法等を決めておく必要があります。

(2) 緊急事態における携行品、非常用物資の準備

ア 旅券、住民登録証明書のほか、最低限必要な現金は、直ちに持ち出せるようしておく必要があります。

イ 緊急時には一定期間自宅での待機を余儀なくされることもあります。非常用食品、医薬品、燃料などを家族構成にあわせ平素から準備しておくことが望まれます。

(3) GouvAlert

政府による危機管理用アプリでは、平時の情報収集から緊急時の対応まで掲載されていますので、ご利用ください。

GouvAlert：<https://www.infocrise.lu/fr/gouvalert/>

2. 緊急時の行動

(1) 心構え

平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないように注意してください。

(2) 情報の把握

ア 大使館からの情報は、メールや日本大使館ホームページを通じて提供します。

※在ルクセンブルク日本大使館のホームページ

<http://www.lu.emb-japan.go.jp/>

イ 緊急事態発生の際には、当地報道、JSTV、インターネット、ラジオなどによる正確な情報収集を心がけてください。特にラジオはインターネット等が使えなくなってしまった場合でも使用できる情報収集ツールとして重要性が見直されています。NHKの国際放送「NHKワールドラジオ日本」の日本語放送の放送時間帯、周波数は、時期によって異なります。ホームページで最新の情報を確認してください。

※NHKワールドラジオ日本のホームページ

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>

(3) 大使館との連絡等

ご自身や家族又は他の在留邦人の生命・身体・財産に危害が及んだとき、またはそのおそれがある場合には、迅速かつ具体的にその状況を大使館にお知らせください。

また、緊急事態発生の際には、お互いに助け合って対応に当たる必要があります。場合によっては、大使館から在留邦人の皆様に種々のお願いをすることもあるかと思しますので、その際にはご協力をよろしくお願い致します。

(了)